

令和４年度 第３回

長野市社会福祉審議会 老人福祉専門分科会 会議録

日 時	令和５年２月２０日（月） 午後２時～４時
会 場	長野市ふれあい福祉センター ４階会議室２
出 席 者	委 員／〈会場〉 山岸委員、宮島委員、布目委員、岩下委員、寺田委員、 児玉委員、高野委員、青木委員、小野委員、丸田委員 〈ズーム〉 小池委員、宮澤委員、中山委員、小山委員、山田委員 (所属、役職は別紙委員名簿のとおり) 事務局／ 西山高齢者活躍支援課長、峯村介護保険課長、長岩地域 包括ケア推進課長 ほか 〈ズーム〉 長澤市保健所健康課長 傍聴者０名

(議事録)

事務局	１ 開会 ２ あいさつ ・分科会会長あいさつ ３ 審議事項 (１) おでかけパスポート事業の見直しについて 資料 １-１ １事業見直しの経過 資料 １-２ 報告（案）に基づき、事務局より説明（以下抜粋） ■ 資料 １-１ １事業見直しの経過 １０月４日 社会福祉審議会（諮問） 老人福祉専門分科会 事務局から今後の事業について３案を提案 【検討の結果】 ・現行制度が定着し、かつ好評なため、現状の仕組みを維持
-----	--

	すべきとの意見多数 ・コロナ禍の影響により厳しい経営が強いられるバス事業者の負担割合を軽減することはやむを得ない ・持続可能な制度とする上で、利用者負担を上げることはやむを得ない ・割引額の見直しに合せ、ポイントの活用などバス利用の促進につながる取組や仕組みの検討 12月26日 老人福祉専門分科会 第1回分科会での検討結果を踏まえ基本的な考え方と料金体系案を提示 利用者負担等の在り方についての検討結果をもとに答申（案）を作成することが決定 ■ 資料 1-2 報告（案） 事業見直しについての「1 基本的な考え方」と「2 料金体系の考え方」及び付帯意見を資料のとおり掲載する。 （山岸会長） 前回までの分科会での審議の説明と、その際の意見をもとに事務局から審議会への報告（案）が提示された。この案について、何か追記の必要や質問・意見等あれば伺いたい。 （質疑 なし） 意見がないようであれば、事務局の提示した報告（案）に賛成ということでこの案のとおり分科会の意見として審議会にあげていきたい。事務局は、この案を次回審議会に分科会の意見として報告するよう、資料の「記」以下を答申（案）としてください。 事務局から今後の答申に向けての予定を説明してください。 事務局 資料 1-1 2 今後の予定 に基づき、事務局より説明 山岸会長 事務局からの説明のとおり資料の日程に沿い、報告（案）を分科会からの意見として5月30日開催の「令和5年度 第1回社会福祉審議会」に報告し、それを答申（案）として諮り承認を受けたうえで、当日審議会長から市長に答申するがよろしいか。
--	---

	(質疑 なし) 意見がないようであれば、本件の審議は以上とする。時間を掛け審議いただき改めて感謝する。それでは、「(1) おでかけパスポート事業の見直しについて」の審議は以上とする。 続いて会議事項「(2) 長野市ひとり暮らし高齢者友愛活動事業の見直しについて」事務局から説明をお願いする。
事務局	(2) 長野市ひとり暮らし高齢者友愛活動事業の見直しについて 資料 2 に基づき、事務局より説明 (以下抜粋) 1 前回分科会 (R4.12.26) の意見 2 令和 6 年度の見直し (案) 3 見直し後に考えられる影響 メリットと課題 (1) ふれあい会食 (2) 自宅訪問 見守りや声掛けが必要な高齢者は今後増えていくことが予想される。その中で、孤独を感じたり孤立しがちな高齢世帯が、日常的に人とのつながりを持つ機会が継続できるよう、近所同士のハードルの低い活動への補助を行っていきたいと考えている。 委員の皆様には審議をお願いしたい。
山岸会長	ただ今の御説明について、質問・意見等がある方は、挙手のうえ発言をお願いしたい。
高野委員	「ふれあい会食」の名称を変えるということであるが、以前「ふれあい会食」は「食事をする」ことであった。資料のシート 7 にある実績は、「ふれあい会食」として実施したものの件数でよいのか。 今後は会食なしでも補助をするというのは良いと思うが、例えば何を対象とするのか不明である。ただ話をするだけでも対象とみなすのか、集まるための目的が何か必要であるのか教えてほしい。
事務局	今までの会食も、あくまで一人暮らしの高齢者の孤独感を和らげることが目的であったため、このツールに関しては何に使用しても構わないと考えている。このコロナ禍、地域では様々に創意工夫をしながら実施しているので、そちらを応援していきたいと考えた。
高野委員	様々な形で実施しているというのは、具体的にはどのような形であるのか伺いたい。
青木委員	私の地区では、実際に月に 1 度「ふれあい会食」として実施しており、

高野委員 青木委員	そこに補助が出ている。午前9時過ぎに集まり、弁当を取り寄せ昼に食べる。11時過ぎに弁当が届くため、その間、脳トレやビンゴなどのゲームや塗り絵、お祭りを見に行くというような活動をしている。 わかりました。 私は、実際に七二会の健康福祉の役員として活動し、ふれあい会食の事業に携わっているが、その際に集まった者から意見を聞いた。確かに会食以外の経費に掛けられるのはうれしいが、「一人暮らしの男性は、会食や弁当の持ち帰りを楽しみにしている」という意見もあった。また、「お茶のみサロン」の実施については、対象者はあまり変わらないが違いとして会食では食事の提供があるのに対し、「お茶のみサロン」ではお茶だけの提供で、ましてや今はコロナ禍ということで以前は出していた漬物等も全くなく、ペットボトルのお茶を持ち帰ってもらっている。「お茶のみサロン」は、人数に関係なく2人以上で成立し年齢制限はなく、1回2,000円の補助がある。今後、「ふれあい会」に移行すると補助の金額が随分変わり、制限がついてくる。今まで「ふれあい会食」と「お茶のみサロン」に重複して出席していた人は、変更後は会の中で何をしていくのか。時間についても、今までは9:30~13:00頃まで実施していたが、「お茶のみサロン」同様に11:00頃には解散としてしまうのか実施内容については課題となる。重複しても地区からするといい意味ではチャンスが2倍になるという考えもあるが、どちらかを選択するようになるということも考えられるため検討を深めていく必要がある。 最後の実績表にある実績のない43団体は、コロナ禍のため実施をやめた団体ということか。
事務局	その通りである。
青木委員	一番は、会食のみを目的として実施していた地区では、コロナ禍により全く実施できないというところが残念である。
山岸会長	コロナ禍前に、「ふれあい会食」の役員を経験しているが、令和4年度になり患者が減少した期間には、外に出かけたり食事を持ち帰りにして実施した。今後は、工夫をしながら実施する必要を感じている。
事務局	集会を行う時に補助を行っているが、集いの定義としては「地区で回覧板を使い周知し、参加者が何人だった」というようなものになるのか。井戸端会議のようなものについてはどういう定義になるのか。集いには認定条件はあるのか。
事務局	年度初めに申請を受けている。その際に集いの内容を確認し、必要に応じて一人暮らしや高齢者が集まるためにはどのような工夫をしたらよいか説明をしていきたい。この申請時に確認するという点は、今までと方針

	を変えておらず、協力者の人数と対象者のリストを提出のうえ実施している。
山岸会長	了承した。年度初めに開催を計画のうえ提出を受けている。年度途中の実施については対象外ということでよいのか。
事務局	実績により変更も可能である。
山岸会長	青木委員は、「お茶のみサロン」で 2,000 円の補助が出るということであつたが、それはどこから出ているのか。
青木委員	「お茶のみサロン」は、長野市社会福祉協議会が実施する事業である。実績に合わせ 1 回 2,000 円で上限 10 回 20,000 円の補助がある。月に 1 度実施すると赤字となるため、地区の住民自治協議会などから補填してもらうこともある。長野市社会福祉協議会からは、上限 20,000 円の補助がある。今の時期に当年度の実績に合わせた補助金を受給し、令和 5 年度分の計画を提出する。「お茶のみサロン」に、年齢制限はない。2 人以上で申請でき、補助が認められる。
山岸会長	その場合、同じ会において「ふれあい会食」と「お茶のみサロン」の両方に対し補助の申請を重複することは可能か。
事務局	他から補助がないことが補助申請の条件である。
布目委員	できれば重複したほうが良い。資料 4 ページの制度設定の変更の中で、70 歳以上から 75 歳以上とするとあるが、前期高齢者の参加のしにくさをデメリットとして、そのカバーをどのように考えるか。また、自宅訪問について、民生委員とボランティア団体との連携を図る必要がある。ふれあい会食の見直しについて民生委員児童委員協議会の合意はどこまで得られているのか。関連し、「お茶のみサロン」は長野市社会福祉協議会から補助が出ているが、地域ごとに主体が異なっていないか。私の地区では、主体が民生委員と日赤奉仕団、老人クラブである。民生委員が加わる地区では、従来から定着している「お茶のみサロン」の役割と違い、地域の皆さんにとって「ほかの人と会い、生で話をする」ということが生活の張り合いになっているのではないかと。回数・機会が増えるのはいいが、担い手の問題もあるため、もう少し整理が必要であるという印象を強く持った。以上 3 点について説明を聞きたい。
事務局	70 歳から 74 歳の人であっても病気などを患い孤独を感じている方もいると思う。現状の事業で 70 歳以上としているが、その中には 69 歳で虚弱な方もおり「65 歳以上の虚弱な方も含む場合があつて良い」としている。今日は細部のところは省略してしまっている部分がある。70 歳から 74 歳であっても、全員ではないが必要な方には参加いただけるよう配慮していきたい。

	2点目の民生委員との協議については、令和4年4月に三役と話し、春に理事会で相談し意見をいただいた。これから事業の見直し案を作る中では、改めてご意見をいただき見直し案を提案しながら話を詰めていきたい。 3点目の「お茶のみサロン」との整理であるが、サロン事業は青木委員の意見にあったように子育てサロンなども含め一緒に実施されている。特に高齢者に特化した事業ではなく、高齢者の集まりにも使えるということで社会福祉協議会が補助をしている。この事業を使用している団体には、申請の都度見直しについて通知などで周知している。サロンの担当も含め皆さんに周知をしながら進めていきたい。
布目委員	では、前期高齢者の参加については、孤立状況や身体状況などに応じ柔軟に対応はしていく。基本は75歳以上だが、前期高齢者や74歳以下の高齢者の参加についても地域の実情に応じた柔軟な運営を図っていくということによいか。その時の参加者人数のカウントが、補助金の支払の基準になるので、そこも実情に合わせた柔軟な運用をしていくということが行政の構えであると確認したということによいか。
事務局	「お茶のみサロン」との住み分けをさらに明確化した方が、地域の担い手の皆さんも混乱せずに済むと考える。
小山委員	カウントの仕方が気になった。この事業の第一の目的は、高齢者の孤独や孤立を防ぐということである。それであれば、年齢には関係なくその方がカウントに入らないということは納得しかねる。費用について、5人以上でないと1,500円を受給できないのであれば4人であれば無料でやれということになる。そのあたりも考えてほしい。現在ふれあい会食に参加している74歳未満はどのくらいいるのか。
事務局	今手元に資料がなく報告できない。
小山委員	70歳から74歳未満の人を除くと「ふれあい会食」の参加人数がそろわないのであれば、そこに来る人の対象の幅や、今までに1度でも参加しこれからも行きたい人がどのくらいいるのか気になった。
山岸会長	小山委員から70歳から74歳未満のカウントの仕方を今後どう考えるのか、ケースに応じるというが、例えば年齢は引き上げないという考え方もあるのか
事務局	年齢については、75歳未満には比較的元気な高齢者が多いため引き上げを決めた。今現在の75歳未満の参加者については、引き続き出たいてよいと考える。令和6年度の見直し後には、従来の参加者には出たいただき、75歳未満の方は比較的元気な方が多いため、新たには75歳以上の方で集いや見守りを実施していただきたいと考えている。

小山委員	75 歳未満は比較的元気であると言ったが、その中にも孤独や孤立になる方がいるわけで、少なくとも存在するその方をケアすることが事業の目的であるなら、本当に必要な人しか来ないのであるからわざわざ 75 歳に上げる必要がないのではないかというのが私の意見である。
事務局	一旦は 75 歳に引き上げさせていただきたい。 沢山の団体から意見をいただいている中、一人暮らしの 70 歳、71 歳の若い方を誘う担い手側の方が 75 歳や 76 歳であったりして、なぜ自分よりも若い元気な人を誘わなくてはいけないのかという声もある。布目委員の意見のとおり必要な方には当然来てほしく、来ていただいた際にはカウントしたいが、はじめから対象年齢を下げてしまうと今の様な逆転の状況が生まれることもあり、今回は 75 歳以上でいかがか。状況に応じてはもちろんカウントするように配慮していきたいと考える。
山岸会長	事業の対象年齢を引き上げても、実施する団体の方で今まで通り 70 歳以上などの高齢者には年齢問わず参加していただき、その中で 75 歳以上の単身者及び夫婦世帯をコアにし補助金がもらえるよう、実施団体がそれを踏まえたうえで声がけするというのを周知しておかないと難しい。また、布目委員からもあったが、特別な事情がある場合は、75 歳に限らず受け入れられるという条件があるなら、実施団体にそれを周知し地域ごとで取り組んでもらわないとなかなか難しい。実施に当たっては、令和 6 年度までに実施団体の意見を聞きながら、事務局の意見も取り入れる。きちんと意見が伝わらないといけないと考える。
事務局	これは次年度の分科会でも検討するという事でよろしいか。 これで決定というわけではなく、次回以降も詳細な説明があるようであれば継続していきたい。令和 6 年度の実施に向け令和 5 年度中に予算措置をしていくため、それまでにはある程度形を決めていきたいと考える。
岩下委員	委員の皆様には、なるべく意見を踏まえたうえで進めていただきたい。
事務局	「ふれあい会食」はやめるということなのか もとからの「ふれあい会食」の孤独感を和らげるという事業目的を持ったまま行うが、会食は前提とせず交流を図れるような事業展開を目指していきたい。
宮島副会長	それを踏まえて、第 1 地区では、民生委員、担い手の方々に「ふれあい会食」や「お茶のみサロン」それぞれの事業を実施している。しかし「お茶のみサロン」と両方では時間が持たないということで、「お茶のみサロン」はやめている。ただ、「ふれあい会食」では一人暮らしの方がその季節ごとに担い手の方々に献立を考えてもらっている。例えば 3 月にはひな祭りやお彼岸があり、献立をぼた餅にするなど工夫している。店舗などでも

事務局	売っているが、高齢者が買いに行くのは大変である。会食の時の話題に出た対象者の好きな献立を次回に作るなど、担い手の方々がそれぞれに工夫し実施している。民生委員は、ただ、「元気か」と訪ねるのではなく、対象者を「ふれあい会食」に誘うことで訪問しやすく話もしやすい。次回の会食の日時や送迎について等を伝達しながらであると非常にコミュニケーションがとりやすい。20年も続いているため、担い手にも高齢者が増えてきた。若いころからの参加者が、逆に自分が一人暮らしになり、今度は自分の番になることを楽しみにしている。ふれあい会食の一人 550 円の補助はやめるということなのか、そこははっきりしていただきたい。ぜひ続けてほしいという意見をいただいている。
宮島副会長	今まで、皆さんにも好評で、交流を持ち本当によくやっている。ただ、ほかの民生委員の話にもあったように会食というツールであるがゆえに開催できずに終わる地区もある。会食を絶対してはいけないというわけではなく補助を運営経費として変更させていただきたい。食費に充てる一人あたりの経費は減るが、大勢の方に集まる機会を持ってほしいということで、今後も様々な感染などの場面が想定される中、分類は変わるがどのようなことがあってもつながり続けられるような形で備えておきたい。そのため、食費 1 人 550 円という形から、人数により定額で 1,500 円から 2,500 円といった形への見直し案を考えている。
事務局	そうすると、参加者は減る。説明では大勢集まるような形を取ろうとしているが、これでは参加者はますます減り一人暮らしの方々はもう一切出て来なくなる。やはり、一人で外食することはなかなか難しい。民生委員等と一緒に会し食事をしながら、月に 1 度程度実施している会を全部やめるのか。
宮島副会長	そういう場をやめてくれと言っているのではなく、市とすれば今までは食事に対してだけであった補助を、いろいろな形での集いの在り方に対するものにしたいので、食事のみに対し 1 回 550 円という考え方を変えたいということである。 1 回当たり 2,500 円でも一回に 10 人集まると一人 250 円である。一人 550 円でも足りないので、できれば 600 円位に上げてほしいという意見もある。先ほど弁当という声もあったが、それは味気ない。皆とのコミュニケーションを取るためには、持ち帰るのではなく、その場で皆と食べながら作り方などを話題にして過ごす。一人暮らしだとたくさん作る必要のあるものは作らずワンパターンになる。みんなと話しながら実施していくところが良いと思う。ぜひそういったことも考えに入れながら検討してほしい。

山岸会長	今まで話のあった地域のように実施してきたところもあるようであるが、「ふれあい会食」の事業には分科会の意見を取り入れたいと考えるか
事務局	反映させたい。
山岸会長	では青木委員、宮島副会長からもあったが、会食を楽しみにしているということ、布目委員からあったようにきちんと整理したうえでコメントをいただきたい。
	できるかは不明であるが、会食を伴わない場合は1回あたりいくら、伴う場合は食費が出るというようにする方法もあると考える。複雑になり難しいかもしれないが委員の意見を踏まえ検討してほしい。事務局はいかが
事務局	か 皆で集まり会食をするということは心身ともに大変良く、健康につながるということは様々な研究でも明らかである。大事なことであるということは分かっているが、感染対策などもある中、今強く勧めることにはためらいがある。
山岸会長	感染対策とはいえ、国では今後コロナもインフルエンザのように二類から五類に変えていくという動きの中で、そのあたりはいかが
事務局	医学的な見地も確認の上検討していきたい。五類になったとしても高齢者のリスクは変わらないし食事の場面での感染リスクというものについて考えていきたい。
青木委員	参加者にとっては、明確な答えがないと「今までずっと食事が出ていたのに今年から急になくなるのか」と納得できないと思う。一人暮らしの人をメインに対象にしている事業であるため、しっかりと説明する必要があると考える。
	会長の意見にもあったが、毎月会食でなくても一律に1回 1,500 円や2,500 円ではなく、年に何回かは「たまにはおはぎを作ろうなどと工夫することができる。距離を置いたり、マスクをするなど感染を予防しながらも実施していくことは大切である。
事務局	今回見直しをする出発点となったのは、コロナ禍などで会食を楽しみにしている方が多いが、コロナ禍の中会食だけだと中止になるか弁当を配るだけで終わりとなるかである。本当にこれでいいのかというのが出発点となった。確かに委員の意見の通り会食は孤独の解消にもつながるので、そこも含め今後検討していきたいのでよろしく願いたい。
山岸会長	事務局の意見もわかるが、青木委員の言う通り14人までは1,500 円14人以上であると2,500 円という金額が、一人当たりに換算すると少ないのではないか。そのあたりの見直しも含め、違う活動にした場合でも一人当たりの額をあまり変えずに準備ができるという風に持っていける。た

事務局 岩下委員	だ、予算次第ではあるが、会食をメインにしなくても補助金が上がれば参加者も含め理解されると考える。今後検討いただきたい。 承知した。 自宅訪問についてであるが、民生委員とボランティア団体が連携を図ると資料にあるが、具体的にはどういうことか。というのは、民生委員は会食との兼ね合いでだいぶ以前から自宅訪問を行ってきた。
事務局	以前はほとんど民生委員が自宅訪問をし、今それは良くないとされ区分している。どこで区分すべきか、民生委員や役員は、今出ている 10,000 円をあてにし実施している。実際には民生委員をボランティアとしても考えることができるが、民生委員としての整理・連携を考えてほしい
事務局	見守りや傾聴をする友愛活動の訪問であるため、集いへ参加をしている方々が、「集まりがあるからおいで」という声掛けするなど今ある団体で訪問活動をするのも一つの方法であると考えられる。イメージとしては、制度について非常にご理解いただいている民生委員の方々には、地域包括支援センターにつなげるなど、サポートが必要な人への訪問をしていただいている。民生委員が、まだそれほどサポートが必要とまではいかないが時々見守ってほしいと気づいた方に、集いのグループに訪問してもらうなど、深刻ではない方に対する訪問などをボランティアやグループにお願いし、訪問してもなかなかコミュニケーションがとりにくい人などに民生委員の力をお借りしたい。
岩下委員	最後には補助金に絡む課題なので難しいと考える。どこで分けるかが大変難しくなるのではないだろうか。
事務局	今も民生委員を中心としたボランティア団体として実施しているところと、純粹にボランティアだけで実施しているところがある。それぞれの活動が無理なく円滑に進めていけるよう整理しつつ見直しを行いたい。
山岸会長	岩下委員の今の指摘は確かに難しい課題が多い。整理をし、具体的な方向が見えてきたら再度分科会に掛けていただきたい。
丸田委員	自宅訪問に関連し、資料 2 シート 4 に「雪かきに困っている様子であるので手伝う」という内容があるが、独居老人に限らず高齢夫婦などの多くの高齢者が困っている事例である。頼まれたらどこまでしていいのかという問題にもなりかねない。雪かきなどの季節的な問題は、別枠でボランティアやヘルパーの体制を整えたほうが良いと考える。高齢になると思わぬ問題が出てくる。届かない、電球を変えられないなど小さな事例も発生し「自宅訪問は傾聴に限る」とか「会への勧誘に限る」などしないと「何かをしてほしいから待っている」というのは、広範囲になり違うと考え、もとの事業の推進とは違う方向になるので精査してほしい。

事務局 小野委員	資料の活動例の掲載が不適當であったので今後検討していきたい。 名称変更の予定である「ふれあい会食」を地域で活動をしている委員からの話を通じ、長期間定着している大切な事業であることが分かった。ここは、老人福祉専門分科会であるので事業をいかに充実させ後退させないようにしていくかが大切な視点であると思う。高齢者の増加で市の財源も限られる中、様々な分野で福祉の必要が生じている。トータル的な中でのウェイトを考えていかねばならない。今回は考え方なので、このように大雑把な提示でよいかと考えるが、例えば食事であれば、今「子ども食堂」も注目され試行錯誤されている。全体を見回す中、新しいニーズに対し従来と同じに続けていけるのか、財源的な中での政策間のバランスを考えないと、これだけ捉えていたら感染なども含め、より幅広い柔軟な展開や関わりやすさの話が出る中、どうしても「財源を抑えていくための様々な新しい理論の組み立てなのでは」としか捉えられない。実際、これしか予算がなくこれ以上事業の存続が難しくなるというところから話を進めないと、あるべき論からだけ話しても当然「大切な事業である」という回答しか出ないので、そういった議論の切り口も検討したらどうかと考える
山岸会長	意見に基づき、なるべく無駄なく、今までの助成について整理し提案してください。令和 6 年度からの事業が円滑に進められるよう検討ください。
山岸会長 高野委員	3 報告事項 (1) 第八期介護保険事業計画の進捗状況 資料 3 に基づき、事務局より説明（以下抜粋） 計画の進捗状況全体としては、計画と実績に大きな乖離はなく、おおむね計画通りに進んでいるという認識である。
	それでは、ただ今の説明について、御質問・御意見等がある方は、挙手をしたうえで御発言をお願いしたい。 介護施設に勤務している。認定に関し通所系や短期入所について計画値よりも令和 3 年度は低く、コロナ禍で利用しなかったのではないかという考察があったが、令和 4 年度は施設からできないという風に断ったケースが相当数あったと思われる。 コロナ禍そのものの理由により、認定申請を延長するなどかなり影響している。介護度が高いとそのままにしているということもかなりみられる。 認定者数の推移はあまり信用できない。一番介護度が重いときに認定調

	査をする傾向があり、介護度と本人が適していない事例がかなりみられる。施設に入ると環境が整ってしまうことで介護度が上がる傾向にある。家で出来なかったことができるようになることもある。認定審査会にも出ているが、実情とあまり合っていない部分も見受けられる。「支援１・２の方が申請していないから」という説明もあったが、認定をすることはサービスを利用したいときに行うことが一番良いと考えている。利用しないが心配なので受ける人は多いが、それは意味がないと考える。そこをもう少し考えたほうが良い。自分の仕事での状況を踏まえ発言させていただいた。
事務局	コロナ感染防止により接触を断つため、訪問調査や主治医の意見書を取らず 12 か月間延長する特例制度があったが、国ではこれで終了とされ、今後通常になると考える。今、実態と合わない面もあると思うが、申請された方は調査、認定していかななくてはならない。適正になるよう心掛けていきたいと考える。
小山委員	資料４ページ「介護療養型医療施設」が、令和６年で「介護医療院」に転換していく必要があると決まっているが、転換が進まない原因はどのように考えているか。 また、増加の見込みがあるとなっているが実際仕事をしている中で、「介護療養型医療施設」や「介護医療院」を必要としている人がまだ多くおりその人たちが今でも１年くらい待つ。医療と介護両方のケアが必要な人達は、今後も増えるにあたり、例えば新設する施設数についてどのように計算し考えているか。実際検討している人たちの課題について、どのようなものがあるか、例えば費用や働き手の確保について等あるかと思うが、長野市ではどこまで把握しているのか。
事務局	「介護療養型医療施設」から「介護医療院」への転換が進まない原因は、大きなものは補助制度、ベッドの間仕切りもカーテンからパーテーションにするとか、付随したハード面での整備が必要になるなどそういうところが一つの理由であると考え。今後の予定としては、今のところ「介護医療院」への転換の予定はあるが、新規や増床については聞いていない。
小山委員	是非、長野市には現状の課題やどんな手立てが必要であるかということを検討していただきたい。
事務局	これから、計画を改定していくにあたり現在様々な調査を実施している。そのような中で、課題の把握ができればと考えている。
山岸会長	今後の「介護療養型医療施設」や「介護医療院」が令和６年度どのくらいになると見込まれているかそのあたりを調査しているということか。
事務局	次期計画が、６年度からとなる。策定する５年度中に、調査により把握

山岸会長	し実際に計画に反映していきたい。 外に意見はないか。 （意見なし） では、意見を踏まえ計画に反映してください。 以上をもちまして、本日の審議・報告事項は終了させていただきます。 委員の皆様には、議事進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。
事務局	5 その他 事務局から次回分科会の予定 令和5年度第1回分科会：令和5年5月30日午後開催予定 6 閉会